

主治医の先生へお願い。下記に証明をお願い致します。

塩部幼稚園園長 畑はつね殿	
<b>登園許可証</b>	
住所 _____	
氏名 _____	(生年月日:平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日)
病名	
発病年月日 _____	年 _____ 月 _____ 日
治癒年月日 _____	年 _____ 月 _____ 日
上記の疾病が治癒又は感染の恐れがなくなった為、登園可能と判断します。	
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
住所 _____	
医療機関 _____	
医師名 _____	印又はサイン _____

感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐため、下記の感染症について意見書の提出をお願い致します。(学校安全法参考)

病名	登園停止の期間
インフルエンザ (鳥および新型インフルエンザ等感染症を除く)	発祥した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
百日せき	特有の咳が止まるまで。または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下線のはれが現れた後5日を経過し、かつ全身状態がよくなるまで
風疹 (三日はしか)	発疹がかさぶたになるまで
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜炎 (プール熱)	主要症状が消えてから2日を経過するまで
麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで

病名	登園停止の期間
結核	症状により医師において伝染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において伝染の恐れがないと認めるまで
腸管出血大腸菌感染症 (O-157等)	症状により医師において伝染の恐れがないと認めるまで
溶連菌感染症	症状により医師において伝染の恐れがないと認めるまで
乳児嘔吐下痢症 (ロタウイルス)	症状により医師において伝染の恐れがないと認めるまで
感染症胃腸炎 (ノロウイルス)	症状により医師において伝染の恐れがないと認めるまで
流行性結膜炎	充血がとれ目やにが出なくなるまで
急性結膜炎	治癒するまで

上記の病気については、主治医の登園許可証明を受けてから登園して下さい。  
(学校保健安全法施行規制を参考にしています)

**\*その他の感染症と疾患については、登園では下記の対応をしています。また「登園証明書」は必要はありませんが、必ず医師の意見を園に報告し、担任と相談の上出欠席を確認して下さい。**

- ・手足口病・・・熱がなく、食べられていて、体調悪くなければ登園しても良いと考えます。
- ・とびひ・・・感染防止のため、乾いていない所はガーゼなどで保護して下さい。また、完治するまでは感染・炎症防止の為プールは禁止となります。
- ・ヘルパンギーナ・・・熱がなく、食べられていて体調が悪くなければ登園しても良いと考えます。
- ・突発性発疹・・・熱がなく発疹が消失していれば登園しても良いと考えます。
- ・伝染性紅斑・・・熱がなければ登園しても良いと考えます。  
(リンゴ病)